

日 銀 市 第 9 0 号
2 0 2 6 年 6 月 1 6 日

国債売買等関係事務についての
日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却について、国債決済の円滑確保に適切に貢献する観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2026年7月16日から実施することとしましたので、通知します^注。

注：詳細については、日本銀行ホームページに掲載されている2026年6月16日付の「国債補完供給の要件緩和措置の取り扱いについて」をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等関係事務）」
中一部改正

- 第1編IV. 3. (1) イ. (ロ) b. (注6) を横線のとおり改める。

(注6) 1か月物東京レポ・レート（日本証券業協会が作成および公表する東京レポ・レート（レファレンス先平均値）のうち、対象期間を1か月間とするものであり、減額措置の実施日の前営業日に公表されたものをいいます。）から~~0.250.5%~~0.5%を減じて12で除した数値（小数点以下第4位を四捨五入）と0%とのうち低い方の数値の絶対値を、期間利回りとします。ただし、当該1か月物東京レポ・レートについては、日本銀行は、予め売買先に連絡のうえ、金融市場の情勢等を勘案した別の数値とすることもあります。